

東京都知事 小池百合子 殿

多摩市長 阿部裕行

「宗教法人世界平和統一家庭連合」に関する要望書

貴職におかれても既にご存知のことではございますが、令和4年4月28日付で「宗教法人世界平和統一家庭連合」（いわゆる旧統一教会。以下「旧統一教会」という。）が多摩市内に約6,300㎡の大規模な土地を取得し、これに伴う今後の土地利用の動きに対し、地域から大きな不安の声が上がる状況となっています。

特に当該土地に大学の多摩キャンパスが隣接する学校法人国士館からは、全国から集まる学生並びに大学経営への強い懸念の声が上がっているほか、東京都立永山高校も隣接していることから、在学中の生徒及び今後の入学者等への影響を大変危惧しております。

市民からは、その他を含め近隣に大学や高校などが多く立地する環境から次代を担う若者への影響、地域のイメージダウンの心配、多数の信者が周辺に居住するのではないかとといった様々な不安の声が、日々寄せられています。

また、当該土地は、本市が東京都と共に進めている、多摩ニュータウン内の南多摩尾根幹線道路沿道の再構築を図っていくエリアに立地しています。そのため、沿道の土地利用転換等に向けた動きに今後、大きく影響を及ぼすだけでなく、東京都及び独立行政法人都市再生機構とともに進めている多摩ニュータウンエリアの再生にも甚大な影響を及ぼす可能性が想定されます。このほか、東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場も近隣に立地していることから、こちらへも影響が及ぶかもしれません。

旧統一教会については、献金の名のもと、被害を受けた方が多くおられること、国会でも被害者救済のための法律が制定されたことなどに鑑み、多摩市内での土地取得、さらに活動拠点が構築されると噂される中で、そこには被害を受けた方々の財産も原資に含まれている可能性も考えられ、本市として、大変、困惑すると共に平穏に生活したいと願う市民の暮らしが脅かされると危惧せざるを得ません。

一方で、個別の活動についての違法性や不当性が指摘されている旧統一教会による市内での活動拠点の構築の動きに対し、現行法規上、地元市の長としてできることは極めて限定的です。

つきましては、この問題について引き続き本市と連携を密にして対応していただくことをお願いするとともに、現在、文部科学省において旧統一教会に対して宗教法人法第78条の2に基づき、報告徴収・質問権を繰り返し行使されているところですが、14万の多摩市民の安全・安心と平穏な暮らしを守るため、国に対して、速やかに、旧統一教会の運営実態の把握と、その状況に応じた適切な対応が行われることを強く働きかけていただけるよう要望いたします。